

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

【太平洋クロマグロの資源管理】

- **太平洋クロマグロ**は、近年、資源状況が悪く、早急に資源管理を図る必要があることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での国際合意に基づき、親魚資源量を回復させるため、漁獲量の上限を設定するなど厳しい管理措置に取り組むこととなった。
- これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業を含め**全ての漁法**で次のような厳しい資源管理に取り組んでおり、**平成30年7月1日から「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（通称「TAC法」）に基づく資源管理**が行われております。

小型魚（30kg未満）

2002～2004年の平均漁獲実績の**半分までしか獲らない**

大型魚（30kg以上）

2002～2004年の平均漁獲実績から**増加させない**

【遊漁者・遊漁船業者の皆様へ】

- 日頃より、クロマグロの資源管理にご理解とご協力いただきありがとうございます。
- 令和2年4月1日からクロマグロのTAC数量を管理する第6期間が開始され、道内全海域において小型（30kg未満）クロマグロの採捕停止命令が発出されていたところ、**令和2年6月6日から、一部の管内を除き、小型魚の採捕停止命令が解除**されましたが、**解除された管内では、引き続き、採捕を自粛するようご協力をお願いします。**
なお、**十勝、釧路、根室及びオホーツク管内では、小型魚の採捕停止命令が継続**されており、**小型魚を採捕すると罰則が適用される場合があります**ので、ご留意願います。
※ 3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は懲役・罰則の両方

《更新情報》

- **日高管内で大型（30kg以上）、小型（30kg未満）クロマグロの採捕停止命令が発出されていましたが、令和3年1月23日に解除**となりました。
- しかし、採捕停止命令発出の有無に関わらず、遊漁者や遊漁船業者の皆様には、漁業者による資源管理の取組にご配慮いただき、引き続き、クロマグロの**採捕を自粛するようご協力をお願いします。**
- なお、採捕停止命令などに関する最新情報は随時掲載しますので、ご確認願います。

水産林務部水産局漁業管理課遊漁内水面係
TEL：(011) 204-5485